

公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定（佐賀県
選挙管理委員会告示第 15 号）中

ページ	行	誤	正
1	2 ~ 7	<p>公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 3 項の規定により、公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のものを除く。）候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等が個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨、小城市選挙管理委員会から報告があった。</p>	<p>公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 3 項の規定により、公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のもの並びに参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で同法第 86 条の 3 第 1 項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。）候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等が個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨、小城市選挙管理委員会から報告があった。</p>